

加算点数変更のお知らせ

患者の皆様へ

国による医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置が令和5年4月から12月まで(9か月間)時限的に適用されることに伴い、令和5年4月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の点数が変わります。

1. 初診時の加算の特例

・マイナンバーカードを利用しない場合 6点(現行 4点)

・マイナンバーカードを利用する場合 2点(現行 2点)

2. 再診時の加算の特例

・マイナンバーカードを利用しない場合 2点(新設:1月に1回)

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

ご不明な点は、受付にてお問合せください。

令和5年4月1日 病院長